

# 第31回クレジット・サラ金被害者九州ブロック交流集会in沖縄

## 第17回沖縄クレサラ・貧困被害をなくす会交流集会

### 貧困の連鎖を断とう

～庇護や施しではなく権利の視点から～

#### ご案内

今年のクレジット・サラ金被害者九州ブロック交流集会（沖縄クレサラ・貧困被害をなくす沖縄交流集会）は、沖縄での開催です。全国的な多重債務問題への取り組みは一定の成果をみせましたが、その背景にある貧困の問題など構造的な問題がいまだに存在しています。

そこで集会のテーマを「貧困の連鎖を断とう～庇護や施しではなく権利の視点から～」とし、基調講演では、現代の貧困として定義づけられる社会的排除概念について詳しい志賀信夫先生をお招きし、貧困やその連鎖について深く掘り下げ検討させていただき予定にしております。

私たちに何ができるのかを考えることができる集会にしたいと考えております。多数のご参加をお待ちしています。

【日時】平成30年6月30日（土）

開場 12時30分～

開会 13時～17時45分

【会場】八汐荘（那覇市松尾1丁目6番1号）電話 098-867-1191



【参加費】弁護士・司法書士...3,000円 一般...1,000円 学生...無料

【懇親会】平成30年6月30日（土） 18時30分～ 会費5,000円

場所：那覇セントラルホテル（那覇市牧志2-16-36）

電話：098-862-6070

- 【申込み】参加申込書に記入のうえ、FAX又は郵送にてお申し込み下さい。  
FAX及び郵送以外の申込み（電話等）は受け付けておりません。  
申込み後に参加費（懇親会費）をお振込み下さい。ご入金確認後、申込確認書を  
折り返しFAX又は郵送しますので以て申込みの確認といたします。  
領収書は、集会当日に受付にてお渡しします。  
各分科会は定員がありますので、希望する分科会に登録できない場合があります。  
また当日参加も可能ですが、その場合は参加費は当日受付にてご精算ください。  
なお、上記同様に各分科会は定員がありますので、ご了承ください。
- 【申込先】FAX 098-836-4852 沖縄クレサラ・貧困被害をなくす会
- 【申込締切】6月8日（金）
- 【指定口座】沖縄銀行 大道支店 普通2058816  
口座名義「クレサラ交流集会 会計 島袋 朝子」  
入金確認後、申込確認書を返信致します。  
入金後のキャンセルについては、返金はいたしません。
- 【宿泊】宿泊が必要な方は、各自で手配をお願いします。
- 【昼食】各自で手配をお願いします。
- 【問合せ先】沖縄クレサラ・貧困被害をなくす会（月・水・金 PM1:00～5:00）  
沖縄県那覇市壺屋2丁目5番7号（ひめゆりビル3階） 電話 098-836-4851
- 【主催】沖縄クレサラ・貧困被害をなくす会
- 【後援予定】沖縄県、那覇市、沖縄弁護士会、沖縄県司法書士会、沖縄県司法書士青年の会

## プログラム概要

午後1時～午後1時15分

開会挨拶

午後1時15分～午後1時30分

現地報告

午後1時30分～午後2時50分

基調講演 志賀 信夫（長崎短期大学保育学科専任講師）

「貧困って何だろう！お金がないこと？モノがないこと？～社会的排除からみる貧困～」

貧困とはいったいなんなのでしょうか。絶対的貧困、相対的貧困など貧困の捉え方は、時代とともに変わってきています。そして、庇護や施しではなく権利の視点からみる「社会的排除」をわかりやすく解説します。著書『貧困理論の再検討 相対的貧困から社会排除へ』（法律文化社、2016年）、共著『地方都市から子どもの貧困をなくす』（旬報社、2016年）など。

午後3時～午後4時30分

分科会（下記参照）

午後4時45分～午後5時45分

全体会（分科会報告、各地報告など）

## 分科会概要

### 第1分科会「社会的排除からみる沖縄の貧困」

全国に比べ突出して高い沖縄の貧困率は、沖縄戦による荒廃、27年にわたる米軍統治、基地経済、ドル経済による産業のいびつ化、行政の分離による日本国憲法の不適用、社会保障制度の遅れに、復帰後も変わらぬ基地問題、それと一体となった沖縄振興体制（基地温存、本土還流のザル経済、ハード偏重、依存誘引）という構造的な問題に起因します。

しかし、貧困の問題を沖縄県民の資質や文化の問題に矮小化する「沖縄論」も多く流布されています。基調講演の志賀信夫先生を助言者として、現代の貧困として定義づけられている「社会的排除理論」から沖縄が置かれている構造を把握し、その克服に向けて議論を深めます。

### 第2分科会「住まいからの排除」

生活困窮者や障害者、高齢者など、賃貸住宅を借りにくい人たちに住まいの確保をサポートする「新たな住宅セーフティネット制度」が昨年秋からスタートしました。

生活の基礎である住まいから排除されている方の実態を知り、居住支援について詳しい鹿児島司法書士の芝田淳さんを中心に、行政・不動産関係・福祉関係・社会福祉法人・NPO法人など、居住支援に携わる方・実践しようとしてされている方々を交えて、新制度の仕組みを学び、住まいと暮らしをサポートするネットワーク作りのための意見交換を行います。

### 第3分科会「生活保護の基礎知識と子どもへの支援」

生活保護バッシングや偏見などにより、生活は苦しくても生活保護は利用しにくい、利用したくないと思っている方も未だ多く、実際の補足率は2割とも言われています。

この分科会では、生活保護の問題点や実務に詳しい方を講師としてお招きし、捕捉率の低さの一因となっている自動車保有制限問題などにも触れながら、生活困窮者への支援活動を行うのに必要な知識とスキルを学びたいと思います。

### 第4分科会「相談員交流」

各地での相談窓口は充実し、その分相談内容も多岐に亘るようになりました。そんな中で、各地でどのような相談を受け、相談員がどのようなことに疑問を持ち、支援についてどのような悩みを持っているかを共有するとともに、近時問題になっている依存症や銀行カードローンなどの問題に関する知識も共有し、相談員を抱える悩みを一緒に考えていきたいと思えます。

